

自治会連合会定例会(10月)



浦安市自治会連合会
URAYASU FEDERATION OF LOCAL COMMUNITY ASSOCIATIONS

浦安市民憲章

豊かな伝統と美しい人情に恵まれた浦安市民は互いに手を取りあい、やすらぎのある緑と健康の海浜都市をめざす全市民の願いをこめてこの市民憲章を定めます。

1. 近隣を大切にし、思いやりのあるあたたかいまちにしましょう。
1. 自然を大切にし、緑あふれる明るいまちにしましょう。
1. 教養を高め、豊かな文化を育てうるおいのあるまちにしましょう。
1. 勤労を尊び、健康で若さあふれるまちにしましょう。
1. 善意を尊び、笑顔といたわりで心のふれあいまちにしましょう。

(昭和56年4月1日制定)

浦安市民の歌 (海と緑のまち)

山本詳子 作詩 はずみたく 作曲
岩谷時子 補作 親泊正昇 編曲

一、 希望の虹を 明るく架けて

清く流れる 境川よ

海辺のまちの 歴史を長く

伝えておくれ とこしえまで

今おおきく 羽ばたくまち

新しいふるさと みんなの浦安

二、 明日の夢を 語る二人に

緑あふれる 並木路よ

小鳥が歌う 枝に花咲く

青春の幸せ まちの栄え

今かわそう 愛の言葉

自然のふるさと みんなの浦安

三、 世界へつづく 青い海原

海の香りは さわやかだよ

あなたも君も まちで暮らして

いつも心は 一つなのさ

今ここには 未来がある

伸びゆくふるさと みんなの浦安

自治会連合会定例会

- 1) 「火の用心」夜間路上禁煙運動について
- 2) 令和3年度事業計画（案）策定に伴う策定委員の選出について
- 3) 自治会連合会定例会（11月）について

1 「火の用心」夜間路上禁煙運動について

【概要】

明治時代、浦安の家屋はほとんどが茅葺きで、ひとたび火災が起きると町が全半焼するほどの大被害を受けました。そこで、人々の自主的な申し合わせから始まった運動が「夜間路上禁煙運動」です（詳細は次ページ『「夜間路上禁煙運動」のはじまり』を参照ください。）。例年運動開始前に浦安駅・新浦安駅・舞浜駅前にて啓発物資を市民に配布しキャンペーンを行っております。

《役員会での決議結果》

今年度の活動について、役員会で協議し、例年の啓発物資の配布キャンペーン同様に啓発物資の手渡しが望ましくないこと、また、浦安市が主催する啓発物資配布イベントも中止となっていることに鑑み、今年度の駅前キャンペーンの開催は行わない方針とする。

キャンペーン開催の代わりとして、例年配布しているA4啓発ポスターを全戸配布し、啓発を実施する。チラシの配布時期につきましては、11月中旬を予定している。

○「火の用心」夜間路上禁煙運動のはじまり

空気が乾燥し火災が発生し易い11月15日から翌年4月15日(火災予防期間)までの5ヶ月間、日没から夜明けまで、路上での喫煙を禁止するという「夜間路上禁煙運動」は、全国でも例をみない浦安独自のユニークな運動ですが、これは明治13年、同15年の猫実・堀江村を全半焼した大火を教訓に、明治22年、11月1日から翌年3月31日までの間、「わら」を燃料として使用することを禁止し、同時に住民同士で、夜間に路上での喫煙を禁止しようと申し合わせたのが、この運動の始まりです。

これまでに浦安では、「浦安町消防協力会」「連合班部落自治協力会」「浦安町自治協力会」という自治組織の変遷を経て、昭和38年5月、各区自治会の連絡・指導機関として「浦安町自治会連合会」を発足しました。これにより、夜間路上禁煙運動は名称をそのままに、自治会連合会が主体となり、各地区自治会との連携を図りながら、単なる禁煙運動にとどまらない、浦安全域における住民の自主的な火災予防運動として広く展開され、今日まで続けられています。

主な内容として、昭和25年頃には、毎年11月15日から翌年4月15日までを「火災予防期間」とし、この期間の運動の一環として住民・消防・行政が一体となって活動を広く展開するようになり、昭和44年の東西線浦安駅の開通をきっかけに、昭和50年より駅前キャンペーンを実施し、啓発物資を配布しながら、多くの住民に夜間路上での禁煙や防火の徹底を呼びかけるようになりました。

この運動の中心となる活動が、地域を巡回する「夜警」と呼ばれるもので、終戦直後から行われるようになり、「じゃらん棒」と呼ばれる鉄輪を付けた鉄棒や提灯を持ち、地域を巡回する姿が浦安独特の冬の風物詩として定着していましたが、住宅開発などによる地域環境の変化により、その姿は少なくなってきたものの、現在でも、古くからの伝統を残そうと活動している地域もあります。

現在行われている「火の用心 夜間路上禁煙運動」の活動としては、市内4箇所横断幕の設置を行うと共に、自治会連合会が主体となり、自治会や消防団、防火安全協会、浦安市、浦安市消防本部などにより、毎年11月の運動開始前に、市内3駅において駅前キャンペーンを行っているほか、各地区の自治会においては、立看板やポスター掲出による啓発活動や、夜警が行われています。

また、夜間、風速8m以上が計測されると、消防本部は「特別警戒」にはいり、連絡を受けた自治会では、地域内の巡回や広報活動などを行います。

2 令和3年度事業計画（案）策定に伴う策定委員の選出について

浦安市自治会連合会会則第13条及び浦安市自治会連合会委員会活動基準第2条第2項の規定により、元町・中町・新町の各ブロックから事業計画策定委員を選出していただきます。

事業計画策定委員会は、連合会長、連合会副会長、連合会幹事及び選出された策定委員により構成され、3回（予定）開催いたします。

会議予定は下記のとおりです。

- ・【第1回会議】 令和2年12月17日（木）（予定）
議題：（案）令和3年度事業計画の検討について
- ・【第2回会議】 令和3年1月21日（木）（予定）
議題：（案）令和3年度事業計画（案）について
- ・【第3回会議】 令和3年2月18日（木）（予定）
議題：（案）令和3年度予算（案）について

なお、今年度の委員の選出につきましては立候補制にいたします。策定委員として委員会参加を希望する方がいらっしゃいましたら、10月26日（月）までに自治会連合会事務局（浦安市地域振興課 TEL：047-712-6246）までお問い合わせください。立候補者が募らなかった場合は自治会連合会役員で協議し、各ブロック1名ずつ選出させていただきます。

《参考》

浦安市自治会連合会会則

第13条 本会の事業を円滑に行うため、役員会の議を経て、活動基準により委員会を設けることができる。ただし、その目的の達成をもって解散する。

浦安市自治会連合会委員会活動基準

第2条 委員会組織及び事業は次のとおりとする。

2 事業計画策定委員会

- (1) 連合会長、連合会副会長、連合会幹事及び元町、中町、新町より各1名ずつ選出された各地区自治会長で構成する
- (2) 委員長は、会長が務めるものとする
- (3) 年度事業計画策定に関する事項
- (4) 年度予算策定に関する事項

3 自治会連合会定例会（11月）について

- 日 時 令和2年11月11日（水）午後7時00分から
- 場 所 文化会館小ホール

1 開催にあたって

先日の役員会開催の決議から自治会連合会（11月）は開催予定とするところです。そのため、7月に実施したアンケート結果を踏まえたうえで、開催場所をソーシャルディスタンスを適度に確保できる文化会館小ホールとします。また、Webでの参加について多数の希望があったことから、オンライン会議ツール「Zoom」による出席も承ります。

2 市長講話について

11月の定例会において、議題に入る前に、浦安市長より講話を予定しています。

3 出席方法について

各自治会長は下記の①または②の希望する方法で出席してください。

① 本会場（対面）

従来どおり、会場出席。

② Zoom参加（Web）

ご自宅等からオンラインで出席。

〔パソコンやスマートフォン、タブレット端末
インターネット環境の準備が必要です。〕

《Zoom参加の注意点》

- (1) ソフトのダウンロードやオーディオ等の設定、通信環境等の個別サポートは行えないため、Zoomでの参加や操作にご不安な方は「①本会場」での参加をお願いいたします。
- (2) 参加者の通信環境が不安定な場合等、会議視聴に支障をきたす場合がありますので、あらかじめご了承ください
- (3) 当日会場で配布する定例会資料については、前日までに自治会連合会のホームページにアップいたしますので、事前にダウンロードしてください。
- (4) 円滑な会議進行のため、今回は音声での発言を控えていただき、視聴のみとさせていただきます。

3 出欠について

別紙「出欠連絡票」を事務局へご持参又は、郵送、FAX、E-mailにて10月30日（金）までにご返信ください。